

新ガイドラインの策定について

2021年4月27日
京信ジュニア・オーナー・クラブ
第22期 代表幹事 須田 真通

新型コロナウイルス感染防止対策と本会活動を両立させ、全ての会員にとって有意義な事業環境を提供することを目的に、新しい活動ガイドラインを策定いたします。

●本ガイドラインの背景

昨年より続く新型コロナウイルスの感染やその対応については、地域により感染状況が異なるため、国・自治体により発出される緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置も地域を指定し発出される状況となっています。

近畿3府県に広がるJOCの各部会においては、その地域の感染状況および対策基準に差が生じるため、全ての部会を含めたJOC統一の基準を用いた場合は本来様々な事業等が実施できる可能性がある地域部会においても対面活動などを制限せざるを得ない状況が続いていました。

新しい活動ガイドラインでは、JOC全体で基本となる感染防止対策をとりつつ、各部会の活動をその地域の感染状況や対策状況に合わせて柔軟に対応できるようにすることに重きをおいております。また、本部の事業活動についても一定の基準を設け、感染防止対策を十分に検討した上で、対面を伴う事業を行うことといたします。

●基本ガイドライン（部会、本部共通）

- 1) 対面を伴う活動・事業を実施する場合は、20～30名程度を目安とし、大人数・同一会場での事業は行わない。
- 2) 対面時の食事の提供は原則禁止とする。ただし、屋外や京信 QUESTIONの一部箇所についてはこの限りではない。（水、お茶などアルコールを含まない飲料の提供は可能とする）
- 3) 全ての活動は、国・自治体が推奨する感染防止対策を実施の上開催する。
- 4) 対面参加者の把握・記録を行う。（緊急時の連絡先）

●部会事業

- 1) 対面を伴う事業を計画する場合は、地域の感染状況・自治体対応を前提に、事業内容・開催場所(京信 QUESTION、京信各支店コミュニティーホール、他一般会場・施設等)などを京都信用金庫・部会幹事店舗(部会事務局)の支店長と協議の上、計画・実施する。
- 2) 緊急事態宣言発令時は、オンラインでの事業のみを可能とする。発令下でのオンライン事業の運営には、感染対策を徹底の上、必要最低限での対面を可能とする。
- 3) 基本は部会員(部会所属の京信役職員を含む)単位での事業とし、他部会との交流などは避ける。ただし、主催者の判断において「特別枠」として講師、卒業生、京信役職員等の参加は可能とする。

●本部事業

- 1) 対面を伴う事業は、感染状況・自治体対応・各部会の広域性を前提に、事業内容・開催場所(京信 QUESTION、各支店コミュニティーホール、他一般会場・施設等)などを京都信用金庫・JOC事務局と協議の上、計画・実施する。
- 2) 緊急事態宣言発令時は、オンラインでの事業のみを可能とする。発令下でのオンライン事業の運営には、感染対策を徹底の上、必要最低限での対面を可能とする。
- 3) 事業準備等の本部幹事会および委員会の会合等の開催については、緊急事態宣言発令時はオンラインミーティングのみ、まん延防止等重点措置適用期間中は京信 QUESTIONにおいてのみ対面可能とし、平時は他会場・会議室等の利用も含めて可能とする。
- 4) 同好会の活動については各同好会長と本部とで個別に専用ガイドラインを協議し、策定する。

●期間

本ガイドラインは2021年5月13日(木)より適用し、当面のあいだ継続とする。3ヶ月毎を目安に変更の検討を行う。

●注意事項

- 注1) 本基準は緊急事態宣言の発令など状況に応じて急遽変更となる場合がある。
注2) オンラインによる活動についてはこの限りではない。

以上